

令和3年度公益財団法人日本障がい者スポーツ協会公認

初級障がい者スポーツ指導員養成講習会 実施要項

1. 目的

障がいの種別および程度などに応じたスポーツの指導体制を確立し、障がい者のスポーツの普及を図る。鳥取県における障がい者スポーツ振興を目指す。

2. 主催

(一社)鳥取県障がい者スポーツ協会

3. 後援(予定)

鳥取県 鳥取県教育委員会 (社福)鳥取県社会福祉協議会 (社福)鳥取県身体障害者福祉協会
(公財)鳥取県スポーツ協会 鳥取県精神保健福祉協会 (一社)鳥取県手をつなぐ育成会
(公財)日本障がい者スポーツ協会

4. 日時・研修内容

令和3年9月18日(土)～令和3年9月20日(月・祝)計3日間

5. 会場

鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア(鳥取県鳥取市布勢146-1)
鳥取県福祉人材研修センター(鳥取県鳥取市伏野1729-5)

6. 受講対象者

県内に居住または勤務する**令和3年4月1日現在、18歳以上の者**で障がい者スポーツに理解があり、資格取得後は障がい者スポーツの振興に協力できる者。(全日程の受講ができる者に限る。)

7. 定員

20名(先着順)

8. 受講料

5,000円(テキスト、保険料含む)

※受講決定後、期日までに指定金融機関へ振り込むこととする。

9. 申込方法

別紙の申込用紙に必要事項を記入の上、郵便、FAX、メールのいずれかにて申し込むこととし、メールでの申し込みの場合、題名に「初級障がい者スポーツ指導員養成講習会」と記載すること。

募集期間 令和3年6月23日(水)～令和3年8月20日(金) 必着

※受講決定については、8月25日(水)までに通知する。

10. 資格登録について

(1) 公認初級障がい者スポーツ指導員の資格登録希望者は、講習会最終日に登録費用と印鑑を持参すること。

登録費用 初回 9,300円(申請・認定料5,500円、年会費3,800円)

(2) 初年度登録は、資格認定日から令和4年3月31日までの登録となる。

11. その他

(1) 受講者は、運動に適する衣服・シューズ等を持参すること。

(2) 新型コロナウイルス感染拡大状況によっては開催延期または中止することがあります。

受講決定後、開催前14日間の検温記録の提出が必要となります。予めご了承ください。

12. 申込み・問い合わせ先

鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア(担当:景山)

〒680-0944 鳥取県鳥取市布勢146-1 鳥取県立布勢総合運動公園内

電話(0857)50-1091 FAX(0857)50-1092

E-mail tottori-novaria@ts-sawayaka.jp ホームページ <https://ts-sawayaka.jp>